

西宮市指定予防専門型訪問サービス及び指定予防専門型通所サービスに要する費用の額の算定に関する基準要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の2第1項第1号イの規定に基づき、指定予防専門型訪問サービス及び指定予防専門型通所サービスに要する費用の額の算定に関する基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）、省令、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号。以下「実施指針」という。）及び地域支援事業実施要綱（平成18年老発第0609001号厚生労働省通知）の例による。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(手続きに関する特例)

2 市長は、この要綱の施行日前においても、指定予防専門型訪問サービス及び指定予防専門型通所サービスに要する費用の額の算定等に関し、必要な手続きを行うことができる。

付 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(基本報酬に係る経過措置)

2 この要綱の施行の日から令和3年9月30日までの間は、改正後の西宮市指定予防専門型訪問サービス及び指定予防専門型通所サービスに要する費用の額の算定に関する基準要綱（次項において、「改正後要綱」という。）別表の指定予防専門型訪問サービス費のアからウまで及び指定予防専門型通所サービス費のアについて、それぞれの所定単位数の1000分の1001に相当する単位数を算定する。

(介護職員処遇改善加算に係る経過措置)

3 令和3年3月31日において現にこの要綱による改正前の西宮市指定予防専門型訪問サービス及び指定予防専門型通所サービスに要する費用の額の算定に関する基準要綱別表の指定予防専門型訪問サービス費のカの注及び指定予防専門型通所サービス費のサの注に係る届出を行っている指定予防専門型訪問サービス事業所及び指定予防専門型通所サービス事業所であって、改正後要綱別表の

指定予防専門型訪問サービス費のアの注及び指定予防専門型通所サービス費のセの注に係る届出を行っていない事業所における介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び介護職員処遇改善加算（Ⅴ）の算定については、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。

別表 指定予防専門型訪問サービス費及び指定予防専門型通所サービス費単位数表

1 予防専門型訪問サービス費（1月につき）

ア 予防専門型訪問サービス費（Ⅰ） 1, 176単位

イ 予防専門型訪問サービス費（Ⅱ） 2, 349単位

ウ 予防専門型訪問サービス費（Ⅲ） 3, 727単位

注1 利用者に対して、指定予防専門型訪問サービス事業所（西宮市指定予防専門型訪問サービス及び指定予防専門型通所サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定予防専門型訪問サービス及び指定予防専門型通所サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める要綱（以下「指定予防専門型訪問サービス等基準要綱」という。）第5条第1項に規定する指定予防専門型訪問サービス事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（同項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が、指定予防専門型訪問サービス（指定予防専門型訪問サービス等基準要綱第4条に規定する指定予防専門型訪問サービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

ア 予防専門型訪問サービス費（Ⅰ） 介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいい、省令第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）又は介護予防ケアプラン（指定予防専門型訪問サービス等基準要綱第15条に規定する介護予防ケアプランをいう。以下同じ。）において1週に1回程度の指定予防専門型訪問サービスが必要とされた者

イ 予防専門型訪問サービス費（Ⅱ） 介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランにおいて1週に2回程度の指定予防専門型訪問サービスが必要とされた者

ウ 予防専門型訪問サービス費（Ⅲ） 介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランにおいてイに掲げる回数を超える指定予防専門型訪問サービスが必要とされた者（その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第2条第1項第2号に掲げる区分である者に限る。）

注2 省令第22条の23第1項に規定する生活援助従事者研修課程を修了した者（以下「生活援助従事者研修修了者」という。）が身体介護に従事した場合は、予防専門型訪問サービス費は、当該月において算定しない。

注3 指定予防専門型訪問サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定予防専門型訪問サービス事業所と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者又は指定予防専門型訪問サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、指定予防専門型訪問サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

注4 厚生労働大臣が定める地域（平成24年厚生労働省告示第120号）に規定する地域（この場

合において、同告示中「介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の訪問型サービス費」とあるのは、「予防専門型訪問サービス費」と読み替えるものとする。)に所在する指定予防専門型訪問サービス事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定予防専門型訪問サービスを行った場合は、特別地域加算として、1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注5 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成21年厚生労働省告示第83号)第1号の規定に該当する地域(同告示中「介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の訪問型サービス費」とあるのは、「予防専門型訪問サービス費」と読み替えるものとする。以下同じ。)に所在し、かつ、1月当たり実利用者数が5人以下である指定予防専門型訪問サービス事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定予防専門型訪問サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注6 指定予防専門型訪問サービス事業所の訪問介護員等が、厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成21年厚生労働省告示第83号)第2号の規定に該当する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域(指定予防専門型訪問サービス等基準要綱第10条に規定する通常の事業の実施地域をいう。以下同じ。)を越えて、指定予防専門型訪問サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注7 利用者が家事援助限定型訪問サービス、共生型予防専門型訪問サービス、介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、予防専門型訪問サービス費は、算定しない。

注8 利用者が一の指定予防専門型訪問サービス事業所において指定予防専門型訪問サービスを受けている間は、当該指定予防専門型訪問サービス事業所以外の指定予防専門型訪問サービス事業所が指定予防専門型訪問サービスを行った場合に、予防専門型訪問サービス費は、算定しない。

エ 初回加算 200単位

注 指定予防専門型訪問サービス事業所において、新規に予防専門型訪問サービス計画(指定予防専門型訪問サービス等基準要綱第38条第2項第1号に規定する予防専門型訪問サービス計画をいう。以下同じ。)を作成した利用者に対して、サービス提供責任者(指定予防専門型訪問サービス等基準要綱第5条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。)が初回若しくは初回の指定予防専門型訪問サービスを行った日の属する月に指定予防専門型訪問サービスを行った場合又は当該指定予防専門型訪問サービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定予防専門型訪問サービスを行った日の属する月に指定予防専門型訪問サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

オ 生活機能向上連携加算

(1) 生活機能向上連携加算(I) 100単位

(2) 生活機能向上連携加算(II) 200単位

注1 (1)について、サービス提供責任者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所(西宮

市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年西宮市条例第16号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。)第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。)、指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス等基準条例第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。)又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあつては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。注2において同じ。)の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした予防専門型訪問サービス計画を作成し、当該予防専門型訪問サービス計画に基づく指定予防専門型訪問サービスを行ったときは、初回の当該指定予防専門型訪問サービスが行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

注2 (2) について、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション(指定介護予防サービス等基準条例第78条に規定する指定介護予防通所訪問リハビリテーション。以下同じ。)、指定介護予防通所リハビリテーション(指定介護予防サービス等基準条例第116条に規定する指定介護予防通所リハビリテーション。以下同じ。)等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした予防専門型訪問サービス計画を作成した場合であつて、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該予防専門型訪問サービス計画に基づく指定予防専門型訪問サービスを行ったときは、初回の当該指定予防専門型訪問サービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)を算定している場合は、算定しない。

カ 介護職員処遇改善加算

注 厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号。)第130号の規定により準用する同告示第48号の基準(同告示中「訪問型サービス費」とあるのは、「予防専門型訪問サービス費」と読み替えるものとする。以下同じ。)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定予防専門型訪問サービス事業所が、利用者に対し、指定予防専門型訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) アからオまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) アからオまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) アからオまでにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数

キ 介護職員等特定処遇改善加算

注 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）第131号の規定により準用する同告示第4号の2の基準（同告示中「訪問型サービス事業所」とあるのは、「指定予防専門型訪問サービス事業所」と読み替えるものとする。）に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定予防専門型訪問サービス事業所が、利用者に対し、指定予防専門型訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）アからオまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）アからオまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

2 予防専門型通所サービス費（1月につき）

ア 予防専門型通所サービス費

- (1) 要支援1・事業対象者 1, 672単位
- (2) 要支援2 3, 428単位

注1 旧指定介護予防サービス基準（平成18年厚生労働省令第35号）第97条に定める看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）又は介護職員の員数を置いているものとして市長に届け出た指定予防専門型通所サービス事業所（指定予防専門型訪問サービス等基準要綱第43条第1項に規定する指定予防専門型通所サービス事業所をいう。以下同じ。）において、指定予防専門型通所サービス（指定予防専門型訪問サービス等基準要綱第42条に規定する指定予防専門型通所サービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、要支援者においては要支援状態区分に応じて、事業対象者においては要支援1の区分で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が、厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年厚生省告示第27号。以下「通所介護費等算定方法」という。）第23号に規定する基準（同告示中「通所型サービス費」とあるのは、「予防専門型通所サービス費」と、「通所型サービス事業所」とあるのは、「指定予防専門型通所サービス事業所」と読み替えるものとする。以下同じ。）に該当する場合は、同号中の規定により算定する。

注2 指定予防専門型通所サービス事業所の予防専門型通所サービス従業者（指定予防専門型訪問サービス等基準要綱第43条第1項に規定する予防専門型通所サービス従業者をいう。）が、厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年厚生労働省告示第83号）第2号の規定に該当する地域（同告示中「介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の通所型サービス費」とあるのは、「予防専門型通所サービス費」と読み替えるものとする。）に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（指定予防専門型訪問サービス等基準要綱第47条第6号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定予防専門型通所サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注3 利用者が共生型予防専門型通所サービス、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護

予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、予防専門型通所サービス費は、算定しない。

注4 利用者が一の指定予防専門型通所サービス事業所において指定予防専門型通所サービスを受けている間は、当該指定予防専門型通所サービス事業所以外の指定予防専門型通所サービス事業所が指定予防専門型通所サービスを行った場合に、予防専門型通所サービス費は、算定しない。

注5 指定予防専門型通所サービス事業所と同一建物に居住する者又は指定予防専門型通所サービス事業所と同一建物から当該指定予防専門型通所サービス事業所に通う者に対し、指定予防専門型通所サービスを行った場合は、次に掲げる区分に応じ、1月につき次の単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

ア 要支援1・事業対象者 376単位

イ 要支援2 752単位

イ 生活機能向上グループ活動加算 100単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は選択的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

ア 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師又はきゅう師を含む。）その他指定予防専門型通所サービス事業所の予防専門型通所サービス従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した予防専門型通所サービス計画（指定予防専門型訪問サービス等基準要綱第57条第2号に規定する予防専門型通所サービス計画をいう。以下同じ。）を作成していること。

イ 予防専門型通所サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

ウ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

ウ 運動器機能向上加算 225単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及びクにおいて「運動器機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ア 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を

有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。) (以下この注において「理学療法士等」という。) を1名以上配置していること。

イ 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が、通所介護費等算定方法第23号の基準のいずれにも該当しない指定予防専門型通所サービス事業所であること。

エ 若年性認知症利用者受入加算 240単位

注 受け入れた若年性認知症利用者（政令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となった者をいう。以下同じ。）ごとに個別の担当者を定めているものとして市長に届け出た指定予防専門型通所サービス事業所において、若年性認知症利用者に対して指定予防専門型通所サービスを行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1月につき所定単位数を加算する。

オ 栄養アセスメント加算 50単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定予防専門型通所サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は選択的サービス複数実施加算の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

ア 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

イ 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（カの注において「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

ウ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

エ 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が通所介護費等算定方法第23号の基準のいずれにも該当しない指定予防専門型通所サービス事業所であること。

カ 栄養改善加算 200単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及びクにおいて「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ア 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

イ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下

機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が通所介護費等算定方法第23号の基準のいずれにも該当しない指定予防専門型通所サービス事業所であること。

キ 口腔機能向上加算

注 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）第132号の規定により準用する同告示第20号の基準（同告示中「通所型サービス費」とあるのは、「予防専門型通所サービス費」と、「介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の通所型サービス費のト」とあるのは、「西宮市指定予防専門型訪問サービス及び指定予防専門型通所サービスに要する費用の額の算定に関する基準要綱別表指定予防専門型訪問サービス費及び指定予防専門型通所サービス費単位数表の予防専門型通所サービス費のキ」と読み替えるものとする。以下同じ。）に適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及びクにおいて「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

（1）口腔機能向上加算（Ⅰ） 150単位

（2）口腔機能向上加算（Ⅱ） 160単位

ク 選択的サービス複数実施加算

注 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）第133号の規定により準用する同告示第109号の基準（同告示中「介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の通所型サービス費のハの注若しくはヘの注に掲げる基準又はトの注」とあるのは、「西宮市指定予防専門型訪問サービス及び指定予防専門型通所サービスに要する費用の額の算定に関する基準要綱別表指定予防専門型訪問サービス費及び指定予防専門型通所サービス費単位数表の予防専門型通所サービス費のウの注若しくはカの注に掲げる基準又はキの注」と読み替えるものとする。）に適合しているものとして、市長に届け出た指定予防専門型通所サービス事業所が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、次に掲げる加算は算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

（1）選択的サービス複数実施加算（Ⅰ） 480単位

（2）選択的サービス複数実施加算（Ⅱ） 700単位

ケ 事業所評価加算 120単位

注 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）第134号の規定により準用する同告示第110号の基準に適合しているものとして市長に届け出た指定予防専門型通所サービス事業所において、評価対象期間（事業所評価加算を算定する年度の初日の属する年の前年1月から12月までの期間（ウ若しくはカの注に掲げる基準又はキの注に掲げる厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）第132号の規定により準用する同告示第20号の基準に適合しているものとして市長に届け出た年においては、届出の日から同年12月までの期間）をいう。）の満了日の属する年度の次の年度内に限り1月につき所定単位数を加算する。

コ サービス提供体制強化加算

注 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）第135号の規定により準用する同告示第23号の基準に適合しているものとして市長に届け出た指定予防専門型通所サービス事業所が利用者に対し指定予防専門型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、要支援者においては要支援状態区分に応じて、事業対象者においては要支援1の区分で1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算(I)
 - (一) 要支援1・事業対象者 88単位
 - (二) 要支援2 176単位
- (2) サービス提供体制強化加算(II)
 - (一) 要支援1・事業対象者 72単位
 - (二) 要支援2 144単位
- (3) サービス提供体制強化加算(III)
 - (一) 要支援1・事業対象者 24単位
 - (二) 要支援2 48単位

サ 生活機能向上連携加算

注 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）第15号の2に規定する基準（同告示中「通所型サービス事業所」は「指定予防専門型通所サービス事業所」と、「通所型サービス（法第115条の45第1項第1号のロに規定する第1号通所事業所のうち、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律第5条の規定による改正前の介護保険法第8条第7項に規定する介護予防通所介護に相当するサービスをいう。）」は「指定予防専門型通所サービス」と読み替えるものとする。）に適合しているものとして市長に届け出た指定予防専門型通所サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、運動器機能向上加算を算定している場合、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に加算する。

- (1) 生活機能向上連携加算 (I) 100 単位
- (2) 生活機能向上連携加算 (II) 200 単位

シ 口腔・栄養スクリーニング加算

注 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）第107号の2に規定する基準に適合する指定予防専門型通所サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては、算定しない。

- (1) 口腔・栄養スクリーニング加算 (I) 20 単位
- (2) 口腔・栄養スクリーニング加算 (I) 5 単位

ス 科学的介護推進体制加算 40 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定予防専門型通所サービス事業所が、利用者に対し指定予防専門型通所サービスを行った場合は、1月につき所定単位数に加算する。

ア 利用者ごとのADL値（ADLの評価に基づき測定した値をいう。）、栄養状態、口腔機能、認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。）の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

イ 必要に応じて予防専門型通所サービス計画を見直すなど、指定予防専門型通所サービスの提供に当たって、アに規定する情報その他指定予防専門型通所サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

セ 介護職員処遇改善加算

注 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）第136号の規定により準用する同告示第48号の基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定予防専門型通所サービス事業所が、利用者に対し、指定予防専門型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算 (I) アからスまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算 (II) アからスまでにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算 (III) アからスまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

ソ 介護職員等特定処遇改善加算

注 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）第137号の規定により準用

する同告示第48号の2の基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定予防専門型通所サービス事業所が、利用者に対し、指定予防専門型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）アからスまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）アからスまでにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数